

令和6年7月25日開会

第768回むつ市教育委員会会議

追加議案等関係書類

< 目 次 >

議案第 3 号 令和 6 年度課長等人事について（総務課）

< 事務局からの報告事項 >

報告第 7 号 地方自治法第 180 条の規定による専決処分とする事項の報告について（地域クラブ企画推進課）

議案第 3 号

令和 6 年度課長等人事について

令和 6 年度課長等人事について、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 6 号の規定により教育委員会会議において意見を求める。

令和 6 年 7 月 2 5 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

教育委員会事務局課長等の人事について、教育委員会会議において意見を求める。

令和 6 年度教育委員会人事異動
課長等人事異動案

【転入】

氏名	現所属	新所属
金田貴裕	総務部総務課付	副理事

地方自治法第180条の規定による専決処分とする事項の報告について

令和6年6月7日、むつ市立むつ中学校の駐車場における接触事故によって、車両が破損したことにより生じた損害について、地方自治法第180条第1項の規定により、むつ市長による和解及び損害賠償の額を定めた事項について報告いたします。

なお、専決処分とする事項については、同条第2項の規定により、次回開催されるむつ市議会に報告議案として上程される予定となっております。

【議会報告】

和解及び損害賠償の額を定めることについて

むつ市立むつ中学校の駐車場における接触事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方



2 和解の内容

- (1) 市は、令和6年6月7日むつ市立むつ中学校の駐車場にて、駐車中に右側後部座席のドアを開け、隣に駐車している  の車両を損傷させたことにより生じた損害の賠償金として、113,300円を同人に対して支払う。
- (2) 上記以外に市と  との間に債権及び債務が一切存在しないことを確認する。
- (3) 市及び  は、今後本件に関しては、異議を申し立てない。

3 損害賠償の額 113,300円